

(環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業)

第1条 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱(平成14年3月27日知事決裁。以下「要綱」という。)第2条第2号の要領で定める事業は、別表のとおりとする。

(計画書等)

第2条 要綱第8条の計画書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 要綱第8条の規定により提出する計画書等の部数は70部とし、関係市町村長に提出するものによっては市町村ごとに5部とする。また、その内容を記録した磁気ディスク又は光ディスク(これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)も併せて提出するものとする。

3 要綱第2条第5号の要領で定める環境に影響を及ぼす地域は別表第2の基準によるものとする。なお、対象計画等の内容により、別表第2によることが不適當であると計画等策定者が判断した場合はこの限りではない。

(公告事項)

第3条 要綱第9条第1項、第13条第1項の公告事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画等策定者の氏名及び住所
- 二 対象計画等の名称及び種類
- 三 縦覧期間
- 四 縦覧の場所
- 五 意見書の提出期間及び提出先

(縦覧の場所)

第4条 要綱第9条第1項、第13条第1項の縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

- 一 埼玉県環境部環境政策課
- 二 関係市町村を管轄する県の環境管理事務所
- 三 関係市町村の庁舎
- 四 その他知事が必要と認める場所

(計画書に対する意見書の提出)

第5条 要綱第10条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 意見書の提出の対象である計画書の名称
 - 三 計画書についての意見
- 2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（報告書等）

第6条 要綱第12条の報告書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 要綱第12条の規定により提出する報告書等の部数は、知事に提出するものにあつては70部とし、関係市町村長に提出するものにあつては市町村ごとに5部とする。また、その内容を記録した磁気ディスク又は光ディスク（これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）も併せて提出するものとする。

（計画書等及び報告書等の内容の周知方法）

第7条 要綱第9条の2及び第14条の規定による周知の方法は、対象計画等の特性に応じて、次に掲げる方法のうち、計画等策定者が複数の方法を選択し、計画書等及び報告書等の内容の周知を図るよう努めなければならない。

- 一 県のホームページへの掲載
- 二 報道機関（テレビ、ラジオ等を含む。）への発表
- 三 県又は関係市町村の広報紙への掲載
- 四 説明会の開催
- 五 シンポジウム、ワークショップの開催
- 六 説明ブースの設置
- 七 その他知事が適切と認める方法

（報告書に対する意見書の提出）

第8条 要綱第15条第1項の意見書については、第五条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号及び第3号中「計画書」とあるのは、「報告書」と読み替えるものとする。

（公聴会の開催の公告）

第9条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を開催の日の10日前までに公告するものとする。

- 一 公聴会の件名
- 二 公聴会の日時及び場所
- 三 計画等策定者の氏名及び住所
- 四 意見を聴こうとする事項

五 その他知事が必要と認める事項

(公述の申出)

第10条 公聴会において意見を述べようとする者は、前条の公告のあった日から7日以内に、書面により、知事に申し出なければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 公聴会の対象である報告書の名称

三 報告書について公聴会において述べようとする意見の概要

3 前項第3号の意見の概要は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(公聴会の中止)

第11条 知事は、前条第1項の規定による申出がないときは、公聴会の開催を中止するものとする。

2 知事は、前項の規定により公聴会の開催を中止したときは、その旨を公告するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

(公述人の選定等)

第12条 知事は、第12条第1項の規定による申出をした者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定し、その旨を当該申出をした者に通知するものとする。

2 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間(次項において「公述時間」という。)をあらかじめ定めることができる。

3 知事は、前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を公述人に通知するものとする。

(公聴会の主宰者)

第13条 公聴会は、知事の指名する職員が主宰する。

2 主宰者は、公聴会の秩序を維持するため、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。

3 主宰者は、次に掲げる事項を記載した記録書を作成し、これに署名押印の上、知事に提出しなければならない。

一 公聴会の件名

二 公聴会の日時及び場所

三 主宰者の職名及び氏名

- 四 出席した公述人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 五 公述人が述べた意見の内容
- 六 その他公聴会の経過に関する事項

（対象計画の主体の引継）

第14条 要綱第18条第3項の要領で定める書類は、様式第3号の対象計画引継届出書とする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第1号口に(5)を加える改正規定、同表の備考に一号を加える改正規定並びに別表第2第1号の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定並びに別表第1備考欄中2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から施行する。

別表第1（第1条関係）

区分	対象事業
<p>1 道路の新設及び改築</p>	<p>イ 新設</p> <p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項又は第2項の規定により指定を受ける道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）の新設であって、車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が4（特別の地域にあっては、2）以上のもの</p> <p>(2) 道路法第3条第2号及び第3号に掲げる道路（自動車専用道路を除く。以下「その他の道路」という。）の新設であって、車線の数が4（特別の地域にあっては2）以上の区間があり、かつ、その区間の長さが5キロメートル（特別の地域にあっては、2キロメートル）以上であるもの</p> <p>(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第5号に規定する林道（以下「林道」という。）の新設（特別の地域におけるものに限る。）であって、幅員が6.5メートル以上であり、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上であるもの</p> <p>ロ 改築</p> <p>(1) 自動車専用道路の拡幅であって、車線の数が増加するもの</p> <p>(2) その他の道路の拡幅であって、車線の数が増加して4（特別の地域にあっては、2）以上となる区間（以下この号において「拡幅区間」という。）があり、かつ、拡幅区間の長さが5キロメートル（特別の地域にあっては、2キロメートル）以上であるもの</p> <p>(3) その他の道路に係るバイパスの設置であって、車線の数が4（特別の地域にあっては、2）以上の区間（以下この号において「バイパス区間」という。）があり、かつ、バイパス区間の長さが5キロメートル（特別の地域にあっては、2キロメートル）以上であるもの</p> <p>(4) その他の道路の拡幅及びその他の道路に係るバイパスの設置であって、拡幅区間及びバイパス区間の長さの合計が、5キロメートル（特別の地域にあっては2キロメ</p>

	<p>ートル)以上であるもの</p> <p>(5) 林道の拡幅(特別の地域におけるものに限る。)であって、当該拡幅により幅員が6.5メートル未満から6.5メートル以上となり、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上であるもの</p>
2 ダム又は放水路の新築	<p>イ ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するものに限る。)の新築であって、湛水区域の面積が50ヘクタール(特別の地域にあつては、30ヘクタール)以上のもの</p> <p>ロ 放水路の新築であって、土地の改変面積が50ヘクタール以上のもの</p>
3 鉄道又は軌道の建設及び改良	<p>イ 建設</p> <p>鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)の規定の適用を受ける軌道(以下「鉄道等」という。)の建設</p> <p>ロ 改良</p> <p>(1) 鉄道等の線路の高架化であって、高架化する区間の長さが5キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 鉄道等の線路の増設であって、増設する区間の長さが5キロメートル以上のもの</p> <p>(3) 操車場、車庫、車両検査修繕施設その他の鉄道等の施設(線路を除く。)の設置であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの</p>
4 飛行場の設置及びその施設の変更	<p>イ 設置</p> <p>(1) 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上空港等(以下「陸上空港等」という。)の設置</p> <p>(2) 航空法施行規則第75条第1項の陸上ヘリポート(以下「陸上ヘリポート」という。)の設置であって、滑走路の長さが30メートル以上のもの</p> <p>ロ 施設の変更</p> <p>(1) 陸上空港等の滑走路の増設、延長又は位置の変更であって、増設等をする滑走路の長さが500メートル以上のもの</p> <p>(2) 陸上ヘリポートの滑走路の増設、延長又は位置の変更であって、増設等をする滑走路の長さが30メートル以</p>

	上のもの
<p>5 工場の設置及びその施設の変更</p>	<p>イ 設置</p> <p>製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供する工場（以下「工場」という。）の設置であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの又は排出ガス量（ガスタービン以外の施設から排出される場合にあっては大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値をいい、ガスタービンから排出される場合にあっては当該ガスタービンにおいて燃料として燃焼する重油の量（燃料として重油以外の燃料を燃焼する場合にあっては、当該燃料の燃焼に伴い発生する二酸化炭素の量に相当する二酸化炭素の量をその燃焼に伴い発生する重油の量に換算した量をいう。）1リットルにつき温度が零度で圧力が1気圧の状態に25立方メートルの気体が排出されるものとみなして算定した大気中に排出される気体の1時間当たりの量をいう。以下この号において同じ。）が40,000立方メートル以上のもの若しくは排出水量（1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が5,000千立方メートル以上のもの</p> <p>ロ 施設の変更工場の施設の変更であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの又は増加する排出ガス量が40,000立方メートル以上のもの若しくは増加する排出水量が5,000千立方メートル以上のもの</p>
<p>6 廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更</p>	<p>イ 設置</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この号において「法」という。）第8条第1項に規定するごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の設置であって、1日当たりの処理能力（当該施設を二以上設置する場合にあっては、処理能力の合計。以下この号において同じ。）が200トン以上のもの</p> <p>(2) 法第8条第1項に規定するし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置であって、1日当たりの処理能力が250キロリットル以上のもの</p> <p>(3) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場</p>

	<p>(以下これらを「最終処分場」という。)の設置であって、施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの</p> <p>(4) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項に規定する産業廃棄物の最終処分場を除く。以下「産業廃棄物中間処理施設」という。)の設置であって、排出ガス量(大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値をいい、当該施設を二以上設置する場合にあっては、排出ガス量の合計とする。以下この号において同じ。)が40,000立方メートル以上のもの又は排出水量(当該施設を二以上設置する場合にあっては、排出水量の合計。以下この号において同じ。)が5,000立方メートル以上のもの</p> <p>□ 施設の変更</p> <p>(1) ごみ処理施設の増設であって、増加する1日当たりの処理能力が200トン以上のもの</p> <p>(2) し尿処理施設の増設であって、増加する1日当たりの処理能力が250キロリットル以上のもの</p> <p>(3) 最終処分場の増設であって、施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの</p> <p>(4) 産業廃棄物中間処理施設の増設であって、増加する排出ガス量が40,000立方メートル以上のもの又は増加する排出水量が5,000立方メートル以上のもの</p>
<p>7 下水道終末処理場の設置及びその施設の変更</p>	<p>イ 設置</p> <p>下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。)の設置であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの</p> <p>□ 施設の変更</p> <p>終末処理場の増設であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの</p>
<p>8 高層建築物の建築</p>	<p>イ 高層建築物の建築であって、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定により算定した高さが100メートル以上のもの</p> <p>□ イに規定する高層建築物以外の建築物の建築であって、建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面から当該建築物に設置される工作物の最高部までの高さが112メートル以上のもの</p>

9 住宅団地の造成	住宅団地の造成であって、施行区域の面積が50ヘクタール（施行区域の50パーセント以上が森林、湖沼又は湿原であるもの（第13号、第14号及び第19号において「森林等の地域に係る事業」という。）にあっては、20ヘクタール）以上のもの
10 工業団地の造成	工業団地の造成であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの
11 研究所用地の造成	研究所の用地の造成であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの
12 流通業務施設用地の造成	流通業務施設の用地の造成であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの
13 スポーツ又はレクリエーション施設用地の造成	スポーツ又はレクリエーション施設（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条第2項第1号に掲げる工作物に限る。）の用地の造成であって、施行区域の面積が50ヘクタール（森林等の地域に係る事業にあっては、20ヘクタール）以上のもの
14 墓地又は墓園の造成	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地又は都市計画法施行令第12第2項第2号に掲げる墓園の造成であって、施行区域の面積が50ヘクタール（森林等の地域に係る事業にあっては、20ヘクタール）以上のもの
15 学校用地の造成	学校の用地の造成であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの
16 浄水施設用地の造成	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項の浄水施設の用地の造成であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの
17 変電所用地の造成	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第4号に規定する変電所の用地の造成であって、施行区域の面積20ヘクタール以上のもの
18 土石の採取	採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利及び土の採取であって、掘削面積が30ヘクタール以上のもの
19 複合事業	第9号から第13号までの事業のいずれか二以上の事業が併せて一の事業として行われる事業であって、第9号又は第13号の事業（森林等の地域に係る事業を除く。）に係る面積を50で除した数値と第10号から第12号までの事業又

	<p>は第9号若しくは第13号の事業のうち森林等の地域に係る事業に係る面積を20で除した数値との和が1以上となるもの</p>
<p>20 土地区画整理事業</p>	<p>イ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）であって、施行区域の面積が50ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 土地区画整理事業であって、第9号又は第13号の事業に相当するもの（森林等の地域に係る事業を除く。）に係る面積を50で除した数値と第10号から12号までの事業に相当するもの又は第9号若しくは第13号の事業に相当するもののうち森林等の地域に係る事業に係る面積を20で除した数値との和が1以上となるもの</p>
<p>備考 この表において「特別の地域」とは、次に掲げる地域をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の特別保護地区 2 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された国立公園又は国定公園の特別地域 3 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第25条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の特別地区 4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区 5 埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）第12条第1項の規定により指定された埼玉県立自然公園の特別地域 6 埼玉県自然環境保全条例（昭和49年埼玉県条例第4号）第17条第1項の規定により指定された県自然環境保全地域の特別地区 7 埼玉県希少野生動物の種の保護に関する条例（平成12年埼玉県条例第11号）第19条第1項の規定により指定された希少野生動植物保護区 	

別表第2（第2条関係）

対象事業の種類	環境に影響を及ぼす地域
1 自動車専用道路、その他の道路及び林道の新設及び改築、放水路の新築並びに鉄道等の線路の高架化及び増設	対象事業が実施される区域の周囲1キロメートル以内の地域
2 ダムの新築、鉄道等の建設及び操車場、車庫、車両検査修繕施設その他の鉄道等の施設（線路を除く。）の設置、陸上ヘリポートの設置及びその施設の変更、最終処分場の設置及びその施設の変更、高層建築物の建築、住宅団地の造成、研究所の用地の造成、流通業務施設の用地の造成、スポーツ又はレクリエーション施設の用地の造成、墓地又は墓園の造成、学校の用地の造成、浄水施設の用地の造成、変電所の用地の造成、土石の採取、複合事業（工業団地の造成が他の事業と併せて一の事業として行われるものを除く。）並びに土地区画整理事業（工業地に係るものを除く。）	対象事業が実施される区域の周囲1.5キロメートル以内の地域
3 工場の設置及びその施設の変更、ごみ処理施設、し尿処理施設及び産業廃棄物中間処理施設の設置及びその施設の変更、終末処理場の設置及びその施設の変更、工業団地の造成、複合事業のうち工業団地の造成が他の事業と併せて一の事業として行われるもの並びに土地区画整理事業のうち工業地に係るもの	対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域
4 陸上空港等の設置及びその施設の変更	対象事業が実施される区域の周囲5キロメートル以内の地域

戦略的環境影響評価計画書

平成 年 月 日作成

- 1 計画等策定者の氏名及び住所
- 2 対象計画等の概要
 - 一 対象計画等の名称及び種類
 - 二 対象計画等の目的
 - 三 対象計画等の概要
 - 四 対象計画等の実施区域（関係市町村）
- 3 関係市町村の概況
- 4 対象計画等の原案
 - 一 対象計画等の原案設定の背景
 - 二 対象計画等の原案設定の経緯
- 5 関連する社会経済面の調査及び推計の項目及び手法
- 6 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法
- 7 手続に係る実施計画（県民等への周知、説明及び意見聴取の方法に係る計画）
- 8 調査等の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

戦略的環境影響評価報告書

平成 年 月 日作成

- 1 計画等策定者の氏名及び住所
- 2 対象計画等の概要
 - 一 対象計画等の名称及び種類
 - 二 対象計画等の目的
 - 三 対象計画等の概要
- 3 計画書について環境の保全と創造の見地からの意見を有する者の意見の概要
- 4 計画書についての知事の意見
- 5 3及び4の意見についての計画等策定者の見解
- 6 対象計画等の原案設定の背景及び経緯並びにそれと関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法
- 7 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法
- 8 社会経済面の調査、推計の結果
- 9 環境面の調査、予測、評価の結果
- 10 対象計画等の原案の評価
- 11 調査等の受託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

様式第3号(第18条第3項関係)

対象計画引継届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所

氏名



(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

対象計画を他の者に引き継いだので、埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱〔第18条第3項〕の規定により、次のとおり届け出ます。

対象計画の名称		
引継年月日		
引継の理由		
新たに対象計画を引き継いだ者	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	電話番号	